



島津グループ グリーン調達基準

M改定（2024年5月改定）

はじめに

人類の健康と地球規模の環境保全は全世界共通の願いです。

島津製作所（以下当社と呼ぶ）は地球環境の保全と事業活動との調和を経営の最優先課題の一つとして位置付けており、経営理念である「人と地球の健康”への願いを実現する」を具現化すべく企業活動を行っております。

その観点から、使用する原材料、部品、用度品、設備等の調達において、環境への影響のより少ない物品およびサービスを優先するとともに、有害化学物質の不使用や削減を目指した「グリーン調達」を進め、生産等の事業活動によって発生する環境負荷を低減するように努めております。

この「グリーン調達」推進のためには、お取引先のご協力を得た活動が不可欠であり、当社の基本的な調達方針であります「共生と E（環境）、Q（品質）、C（コスト）、D（納期）」に沿って、お取引先の環境保全活動への取組み姿勢も評価させていただき、サプライチェーンに基づく良好なパートナーシップの関係を発展させていきたいと考えております。

近年、EUをはじめ、各国で化学物質規制が法制化、または強化されています。WEEE 指令と RoHS 指令^(*1)を始め、REACH 規則^(*2)や各国の法規制などにおいて、禁止・規制される化学物質の種類が多くなり、今後も更に増加する傾向にあります。

このような状況に鑑み、より早く各種法規制に対応すべく、「島津グループグリーン調達基準」（以下グリーン調達基準と呼ぶ）を発行し、島津製作所およびグループ会社にサービスを含めたすべての調達活動に適用して参ります。

法規制の改正などにより、含有化学物質の再調査や非含有保証書の再提出をお願いする場合もあると考えられますが、環境関連法規への遵守のためにはお取引先の確かなご対応が不可欠となりますので、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

これらを通じ、お取引先と強固なパートナーシップが構築でき、環境面での企業の社会的責任の一端をとともに果たすことができるものと考えます。

(*1) **WEEE 指令と RoHS 指令**

電機／電子機器への環境対策を規定する 2003 年 2 月 13 日に欧州連合で発行された指令

WEEE 指令：廃電気・電子機器に関する欧州指令（2012 年 7 月 24 日改正）

RoHS 指令：電気・電子機器に含まれる特定の有害物質の使用制限に関する欧州指令（2015 年 6 月 4 日公布）

(*2) **REACH 規則**

2007 年 6 月 1 日からスタートした、欧州における化学物質の総合的な登録・評価・認可・制限の制度。

サプライチェーンを通じた化学物質の安全性や取扱いに関する情報の共有を、双方向で強化することや成形品に含まれる化学物質の有無（濃度）や用途についても、情報の把握を要求している。

目次

	ページ
はじめに	i
目次	ii
1. 目的	1
2. 適用	1
3. 要求事項	1
3-1 お取引先への要求事項	2
(1) 環境マネジメントシステム（ISO14001、KES 等）の認証取得	2
(2) 含有化学物質に関する品質保証体制の構築	2
(3) 各種調査に対するご協力	2
(4) 取引基本契約	2
3-2 調達品への要求事項	2
(1) 含有禁止化学物質を含まないこと	2
(2) 環境負荷低減対策製品	2
4. 当社の活動	3
4-1 サンプル分析	3
4-2 お取引先の評価	3
5. お取引先から自発的に提出頂く書類	3
6. お問合せ先	4
今回の改訂ポイント	4

1. 目的

この「グリーン調達基準」は、当グループがお取引先から物品およびサービスを調達するに当たり、製品に含有する有害化学物質削減の基準を示したものです。各国の環境関連法規の遵守を図るとともに、お取引先の皆様と協力して環境負荷低減に取り組みます。

2. 適用

当グループが生産する製品を構成する原材料・部品（製品・部品とともに市場に出る包装材・副資材を含む）、および当グループが設計または製造を委託して製作いただく製品・部品に対して適用します。

3. 要求事項

お取引先と調達品への要求事項を定めます。これら当社の要求事項に対して、積極的に取り組まれているお取引先を優先して取引させていただきます。

グリーン調達要求事項

お取引先への 要求事項	原材料・部品の 調達	用度品・設備の 調達
	環境マネジメントシステムの認証取得	推奨
含有化学物質管理を含む品質保証体制の構築	必須 ^(*3)	推奨
各種調査に対するご協力 例1: 含有化学物質調査に対するご協力 例2: 特定の化学物質に関する非含有保証書のご提出	必須	推奨
取引基本契約の一部変更	推奨	推奨

(*3) 必須 : 監査で確認させていただきます。

調達品への 要求事項	原材料・部品の 調達	用度品・設備の 調達
	含有禁止化学物質を含まないこと	必須
環境負荷低減対策製品	推奨	推奨

3-1 お取引先への要求事項

お取引にあたって、下記要求事項を定めます。

(1) 環境マネジメントシステム（ISO14001、KES 等）の認証取得

環境マネジメントシステムとして、ISO14001、KES 等の第三者機関の認証を取得されていることを推奨します。できる限り、第三者機関の認証取得をお願いします。

(2) 含有化学物質に関する品質保証体制の構築

- 1) 製造から出荷までのすべての工程において、有害化学物質を含有する部品・製品を作らない、販売しない品質保証体制を構築し、常に維持向上に努めていること。
- 2) 取り扱う部材の化学物質含有情報を必要な時期に入手し、その情報管理ができていないこと。
- 3) 含有化学物質の管理体制と責任者が決まっていること。
- 4) 有害化学物質に関する教育・啓発を、従業員および関連する業務従事者に対して行っていること。

(3) 各種調査に対するご協力

お取引先に対して、上記(1)(2)項の確認のための調査、含有化学物質調査や特定の化学物質に関する非含有保証書の提出などを、必要に応じて実施しますので、回答のご協力をお願いします。詳細は Web サイトの「各種調査」に記載します。

なお、提出いただいた回答は、当社グループ間で共有させていただきます。また、顧客要求により、顧客に提示する場合があります。

(4) 取引基本契約の

「取引基本契約書」に環境に配慮した物品およびサービスの提供をお約束いただく旨を盛り込んでおります。

現在、取引基本契約を取り交わしていないお取引先は、「グリーン調達に関する覚書」を締結させていただきます。

3-2 調達品への要求事項

(1) 含有禁止化学物質を含まないこと

意図的使用禁止、禁止や管理の対象となる物質や閾値などは Web サイトの「禁止物質・管理物質リスト」(MT83-6011) で指定します。このリストには物質群が含まれます。物質群に含まれる個別の化学物質の名称や CAS 番号などは Web サイトの「CAS 番号付き詳細物質リスト」(MT83-6012) に示します。

なお、RoHS 指令 (2011/65/EU 指令) で閾値を超えて禁止 (制限) 物質の含有が認められる用途を示す Web サイトの「RoHS 適用除外 表 1」(MT83-6027) と「RoHS 適用除外 表 2」(MT83-6028) があります。

含有禁止物質・管理物質リストで指定される禁止物質は、図面に指示が無くても使用や添加を禁止とし、閾値が規定されている場合は閾値を超える含有を禁止します。

(2) 環境負荷低減対策製品

1) 選定基準

下記取組みを行っている調達品を優先します。

- ① 再生資源の積極的利用、製品・部品の小型化や減量化あるいは長寿命化が図られている。
- ② 省資源・省エネルギー化が図られている。
- ③ リサイクル設計がなされ、製品の分解・分別・回収が容易である。
- ④ タイプⅠ、Ⅱ、Ⅲなどの環境ラベルの対象である。
- ⑤ 商品に関する環境情報を公開している。
- ⑥ 製品アセスメントを実施している。

2) 調査は別途、調査要項を定めて実施させていただきますので、ご協力をお願いします。

4. 当社の活動

各種化学物質規制の中で製造管理が厳しい RoHS 指令などへの対応状況を確認するため、以下を実施します。

4-1 サンプル分析

RoHS 対応品（適合品）として納入される調達品から適宜サンプルを選定して RoHS 禁止物質の含有量を分析します。

この分析ではエネルギー分散型蛍光 X 線分析装置（EDX）とガスクロマトグラフ質量分析（GC-MS）によるスクリーニング分析を行い、その結果から RoHS 適合/不適合の判定と精密分析の要否などを判断し、必要に応じ是正処置をお願いする場合があります。

詳細は Web サイトの「サンプル分析」をご覧ください。

4-2 お取引先の評価

お取引先には含有化学物質管理の状況について、チェックシート^(*5)を用いた評価を実施します。

評価結果に基づいて、改善要望などを提示させていただく場合があります。

また、評価結果は当社グループ間で共有させていただきます。

5. お取引先から自発的に提出頂く書類

メーカーの仕様変更に関する変更管理と同様に、含有化学物質の変更についても変更届のご提出をお願いします。

6. 問合せ先

株式会社島津製作所 調達部 開発支援グループ
〒604-8511 京都市中京区西ノ京桑原町1番地
TEL 075-823-1151
E-mail : green@group.shimadzu.co.jp

(*5) チェックシート

Web サイトの「お取引先の評価」をご覧ください。

※今回の改定ポイント

- ・適用範囲を島津製作所から島津グループに変更

グリーン調達基準は、当社 Web サイトに最新情報を掲載いたします。

日本語サイト <https://www.shimadzu.co.jp/aboutus/procure/green.html>

英語サイト <https://www.shimadzu.com/about/procurement/procure.html>